

第7回米原市定例教育委員会

日 時：平成19年7月12日
13時30分開会
場 所：米原市役所山東庁舎
3階 第2委員会室

(出席者)教育委員：山岡委員長 戸田委員 堀田委員 松嶋委員 瀬戸川教育長
教育委員会事務局：清水教育部長
教育総務課：馬淵課長 岩脇参事
学校教育課：安田課長
まなび推進課：中井課長
書記：二之宮

1. 委員長あいさつ

2. 事務局からの報告

1) 教育総務課

事務局より概要説明

2) 学校教育課

事務局より概要説明

委 員：市内の民間保育所との協議での民間保育所からどのような意見があったか。

事 務 局：現在の幼保一元化について、市主導で進めているが、民間との調整についての考え方や、少子化により入所者が減少傾向にあること、市が3歳保育を始めた場合の影響についての意見等が交わされた。今回は、一回目の協議であり、深い議論にまでは至っていない。

3) まなび推進課

事務局より概要説明

委 員：図書館協議会を開催したとのことだが、図書館は指定管理に適さないと考えて

いるが、図書館の指定管理については、協議会の中でどのような議論がされたか。

事務局：市の方針としては指定管理を推進する方向であるが、協議会のなかでは図書館に指定管理を導入することについての反対意見が多かった、しかし、市の方針から考えると反対意見のみで、指定管理が導入できないとの結論にならないため、今後、指定管理が導入できない理由を、資料等を収集し、明確に検討し、示していきたいと考えている。また、仮に指定管理を導入するにしてもどのような導入方法が適切かということを協議会の中で検討していく方針である。

委員：図書館に指定管理を導入しているところはあるか。

事務局：少数ではあるが、指定管理を導入しているところはある。

3. 議題

議案第48号 米原市立小中学校就学時の就学指定校変更の保護者申し立てに関する規則の制定について

事務局より概要説明

委員：条項のなかで申立者の定義があいまいではないか。この記載でいくと申し立てしていない保護者まで申立者となるのではないか。

事務局：明確な表現に修正する。

申立者の定義を明確にすることで承認

議案第49号 米原市同和教育推進本部設置規程の一部改正について

事務局より概要説明

委員：和ふれあいセンターに指定管理を導入する予定はあるのか。

事務局：和ふれあいセンターについては、人権推進課で指定管理の導入を進めている。

委員：和ふれあいセンター等の「等」は何か。

事務局：自治センター長を想定している。

委員：保育所でなく保育園になるのか。

事務局：条例上の名称は保育園となっている。

委員：国ではどのように表示しているか。

事務局：国は保育所としている。

委員：保育所の各施設を園と呼んでおり、第3条第4項の「保育所(園)」を「保育所」に第5条「保育園」を「保育所」に訂正することで承認してはどうか。

「保育所(園)」を「保育所」に「保育園」を「保育所」に訂正することで承認
議案第50号 後援名義使用承認について

- ・第44回教育者研究会
 - ・MOA 美術館湖北児童作品展
- 事務局より概要説明

委員：教育長の後援名義となっているが間違いでないのか。

事務局：教育委員会の後援が正しい。

後援名義を教育委員会に訂正し承認

- ・米原市商工会夏まつり
- 事務局より概要説明

承認

- ・第4回道路ふれあいミュージアム
- 事務局より概要説明

承認

- ・第75回山東囲碁大会
- 事務局より概要説明

承認

- ・第56回滋賀県公民館研究集会
- 事務局より概要説明

承認

議案第51号 米原市学校給食センターの配食計画および食器の材質について

事務局より概要説明

委員：米原給食センターと米原学校給食センターのどちらが正しいのか。

事務局：米原学校給食センターが正式名称である。

委員：名称についても教育委員会で決定するため。今後、教育委員会で名称を審議していただくことになる。

承認

4. その他

保育の在り方検討委員会の経過について

こども家庭課より概要説明

委員：7月3日に開催された、保育のあり方検討会での協議内容を教えていただきたい。

こども家庭課：各施設の老朽化による課題や現有施設を活用し3歳児保育を実施すること等を確認した。特に近江地域では3歳児保育の早期実現の要望が強く上がっていた。

委員：3歳児保育の実施は、認定子ども園として実施していくのか。

こども家庭課：年次計画のなかで将来的には認定子ども園として整備していくことを考えているが、当面は、幼稚園で3歳児保育を実現していく予定である。

委員：認定子ども園とすることが望ましいが、現実的には3歳児保育のみを実施していくということか。

事務局：まずは3歳児保育を実現していく方向で進めているが、米原地域で3歳児保育を行なう場合には、諸般の事情により、認定子ども園を視野に入れて計画していく必要があると考えている。

就学校の変更に関する許可基準について

事務局より概要説明

委員：学校教育法施行令第8条と第9条を読んでもらいたい。

事務局が音読

委員：保護者の申請書様式に学校教育法施行令が記載されているので、質問されたとき、説明ができるよう対応していただきたい。

事務局：学区が隣接しているところでは、近いほうの学校へ通学を希望し、申請してくるケースも考えられる。

就学援助の認定について

事務局より概要説明

社会教育主事の任命について

事務局より概要説明

教育委員報酬について

事務局より概要説明

次回定例教育委員会 8月10日午前9時30分

以上をもって第7回定例教育委員会を16時10分に終了した。